

# 令和7年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和8年3月25日（水）午後2時55分～午後3時55分
- 2 開催方法 TeamsによるWEB開催
- 3 出席者 市町村：62市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

## （1）ワーキンググループの進捗状況について

### ① 財政運営ワーキンググループ

#### <埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に6回目の会議を開催し、保険税水準の統一について、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直しについて協議した。

### ② 事務処理標準化ワーキンググループ

#### <埼玉県>

- ・ 資料1-2、資料1-2別紙に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第4回のワーキンググループでは一部負担金の減免基準について議論し、減免基準等に関する全市町村照会の結果を踏まえ、市町村からの意見について検討を行った。
- ・ 3月に5回目の会議を書面で開催し、各グループ別検討の結果について、事務処理マニュアルの見直しについて協議した。
- ・ 第5回のワーキンググループでは、各グループ別検討の進捗状況や検討結果、事務処理マニュアルの更新の報告を行った。
- ・ 事務処理標準化ワーキンググループのほか、グループ別検討を国保税1回、資格及び給付で2回ずつ実施した。

### ③ 保健事業ワーキンググループ

#### <埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回は10月に開催し、市町村の実施する保健事業の所要額調査について、昨年度から記載要領等を修正のうえ再調査を行うこととした。
- ・ 第2回は3月に開催し、所要額調査の再調査結果を踏まえた課題を整理した。結果を受けて、来年度改めて所要額調査を実施することとし、区分ウについて財源不足が見込まれる市町村に対し、個別にヒアリングを実施することとした。

## （2）保険税水準の統一について

### ① 保険税の減免について

#### <埼玉県>

- ・ 議題「保険税水準の統一について」、具体的には保険税の条例減免に係る条例参考例等に

ついて説明。

- ・ 該当規定の説明として、資料の「1. 国民健康保険税条例（参考例）」を参照。条例参考例の附則第2条（経過措置）では、当該条例参考例の規定を「令和9年度分の国民健康保険税から適用し、令和8年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による」としている。
- ・ この経過措置は、例えば、令和8年度以前に遡及して国保に加入した等により、令和9年度以降に賦課決定した課税額のうち、令和8年度以前相当分については、従前の基準（各市町村の国保税条例）に基づいて減免を行うという趣旨である。
- ・ 資料の「2. 懸念点」を説明。地方税総則実務提要において「減免は、専ら当該年度の納税義務者の担税力に着目してなされるべき」との見解が示されている。これは直接的には市町村民税に関する見解だが、考え方は国民健康保険税にも参考にすべきと考える。  
この見解に沿うと、例えば令和8年度に遡及して国保に加入した等により、令和9年度に賦課決定した場合、課税額に令和8年度相当分が含まれていても、賦課決定をした令和9年度の担税力に着目して減免の可否を決定することになる。
- ・ 一方、経過措置規定に基づく、令和9年度に新たに賦課決定した課税額のうち令和8年度相当分は令和8年度の基準で減免を行うことになるため、減免を行うに当たり参照する年度が錯綜することが想定される。
- ・ 以上を踏まえ、資料の「3. 対応案」を説明。条例参考例の附則第2条（経過措置）に係る規定は削除したい。これにより、令和9年度以降に賦課決定した課税額については、その中に令和8年度以前相当分が含まれていても、これも含めて令和9年度以降の基準に基づき減免する整理とする。
- ・ 削除理由は2点。①減免は当該年度の担税力に着目してなされるべきであることから、減免基準も当該年度の基準に基づくべきと考えるため。②経過措置を設けた場合、令和9年度以降、当分の間は根拠となる基準が複数存在し、運用が複雑化することが想定されるため。
- ・ 要綱参考例の一部変更について説明。現行の要綱参考例の別表では、減免の対象期間に係る説明として「当該年度の国民健康保険税」という表現が使用されており、具体的には減免事由第1号・第2号・第3号の減免対象期間を説明する箇所が該当する。経過措置規定を削除することを踏まえると、「当該年度の国民健康保険税」という表現は、当該年度に賦課決定した課税額のうち過年度相当分が減免対象外であるとの誤解を招くおそれがあるため、「国民健康保険税」という表現に変更したい。
- ・ 説明した対応案を、実際に条例参考例・要綱参考例に反映したものを資料2-1-2および資料2-1-3において示した。

【質問・意見】

（意見）

<市町村>

- ・ 遅滞なく国保加入の届出を行った者と、国保加入の届出が遅れた者との間で、税負担の公平性の確保に懸念があるため、当該論点を踏まえ財政ワーキンググループでの更なる検討を求めたい。

（回答）

<埼玉県>

- ・ 当該対応案は財政ワーキンググループにおいて既に説明済みであり、加えて事務処理標準化ワーキンググループのグループ別照会でも意見照会を行った上で、賛同を得ている対応案である。
- ・ また、負担の公平性に関する県の見解として、2年・3年の遡及があっても、まとめて賦課する年度が（例えば）令和9年度である場合には、令和9年度の担税力に着目して減免の可否を判断することは、地方税総則実務提要に示される国の見解に沿うものである。
- ・ 以上を踏まえ、県としては現行の対応案が最適であると考えている。

## ②出産育児交付金について

### <埼玉県>

- ・ 資料2-2に基づき、出産育児交付金の概要および現行の納付金等算定における取扱いを説明した。
- ・ 出産育児交付金は、少子化を克服し子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みとして、令和6年4月に導入された都道府県向けの公費である。
- ・ 令和8年度納付金等算定に係る確定係数通知では、約1.1億円が交付される見込み。
- ・ 現行の取扱いとして、係数通知で示される概算交付見込額を、算定年度の前年度の出産育児一時金に係る保険料相当額に応じて市町村別に按分し、各市町村の納付金から減算している。
- ・ 懸念点として、現行の取扱いでは市町村別に減算額が異なるため、保険税率のばらつきが生じる要因となることから、準統一以降の取扱いを検討する必要がある。
- ・ 対応案として、準統一以降は、出産育児交付金について納付金算定における県全体の保険税収納必要額（B）から総額を減算する方法（県単位の算定）とする方針を説明。
- ・ その理由として、出産育児交付金は出産育児一時金に係る費用の一部を支援する制度であり、準統一以降、出産育児一時金は普通交付金の交付対象とすることから、関連する出産育児交付金も県単位の算定とすることが適当であると考えている。
- ・ 併せて、国の係数通知においても同様の見解が示されていることを踏まえ、準統一以降は、県単位の算定としたい。

## ③保健事業の統一について

### <埼玉県>

- ・ 昨年度の整理として、保険税水準の準統一後の保健事業の取扱いは、運営方針29ページに記載のとおり、各事業を3区分に分類した上で財源を確保し、市町村において当該財源の範囲内で事業を実施する取扱いである。
- ・ 区分「ア」は、全市町村で実施すべき事業として、特定健診および特定保健指導に係る経費を対象とし、所要見込額を基に事前に納付金を徴収し、市町村が実際に要した費用は普通交付金で全額措置する取扱いである。
- ・ 区分「イ」は、市町村が優先して実施すべきと県が指定する事業を対象とし、保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とする取扱いである。
- ・ 区分「ウ」は、区分「ア」および区分「イ」に分類されない保健事業を対象とし、県から措置される一定額の範囲内で事業を実施する取扱いである。

- ・ 昨年度実施した所要額調査において、区分「ア」に分類すべき経費と区分「ウ」に分類すべき経費の切り分けが、市町村により異なるように見受けられる等の課題があったため、今年度第1回ワーキンググループにおいて所要額調査の再調査を提案し、11月に実施した。
- ・ 資料2ページの所要額調査の取りまとめ結果として、区分「ア」の所要額が約6億円増、区分「ウ」の所要額が約2億円減となった。併せて、区分「イ」は今回調査の対象外であり、特段の変更はない。
- ・ 区分「ウ」における財源不足見込市町村は前回の10市町から9市町に減少した。
- ・ 財源不足見込みは4市町で解消した一方、新たに3市町が財源不足となった。
- ・ 財源不足の要因として、該当市町村が他市町村と大きく異なると思われる点は、資料に記載。
- ・ 資料4ページ以降は、所要額調査の取りまとめ結果を踏まえた県としての対応方針（意見）であり、いずれの項目も保健事業ワーキンググループで了承を得ていること、また財政運営ワーキンググループにおいても報告済みであることを説明。
- ・ 1点目として、詳細項目の切り分けについて、今回の所要額調査の整理どおり、「検査結果等が医師の詳細な判断の基準に合致する場合は、区分「ア」に含める取扱いとしたい。
- ・ 来年度の対応として、納付金算定時の事務を見据え、今回の所要額調査における反省点を踏まえた記載要領を作成した上で、来年度の早期に改めて所要額調査を実施したい。
- ・ 2点目として、人間ドックのうち特定健診分は区分「ア」に含める取扱いとし、人間ドックへの助成を行っている市町村に対しては、特定健診部分の切り分けの可否の検討、ならびに医療機関等との契約書の記載内容および契約方法の見直し等の対応を求めたい。
- ・ 区分「ア」の総額は、今回切り分けが可能であると回答した市町分を含めると約1億5,000万円増となり、総額27億円となる見込みである。
- ・ 3点目として、特定健診に係る事務費の取扱いについて、国保連合会から市町村に請求されている特定健診事務手数料のうち、データ管理手数料・受診者データ手数料・利用者データ手数料の3項目は区分「イ」とし、県繰入金からの実費交付としたい。
- ・ 区分「ウ」における財源不足見込市町村への対応として、今回調査で財源不足見込となった9市町に対しては、個別にヒアリングを実施し、所要額調査結果の精査を行った上で、財源不足見込みの解消に努めたい。
- ・ 来年度実施予定の所要額調査の結果、新たに財源不足見込みとなる市町村が発生した場合には、当該市町村に対してもヒアリングの実施を検討したい。
- ・ 併せて、該当9市町に対しては、ヒアリングに先立ち、実施している保健事業の見直しの検討、保険者努力支援交付金の更なる獲得可能性の検討、ならびに所要額調査回答の見直し等に取り組むよう求めたい。

#### ④準統一以降における当初予算の編成方法について

<埼玉県>

- ・ 令和9年度の準統一以降、納付金および標準保険税率の算定方法が変更となることに伴い、各市町村における当初予算の編成方法にも変更が生じる。
- ・ 令和9年度当初予算編成の参考として活用してもらいたい。
- ・ 既に議論済みの内容であるものの、議論から時間が経過している事項もあり、不明点が

生じ得るため、不明点がある場合は、当該資料を確認の上、後日、照会カード等を用いて問い合わせしてほしい。

### (3) 埼玉県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

#### <埼玉県>

- ・ 2月下旬に、財政運営ワーキンググループメンバーの市町村宛てに、県国保医療課作成の素案について意見照会を実施し、提出意見を踏まえて素案を再検討の上、適宜修正した。
- ・ 配布資料として、意見への回答・対応をまとめた表を資料3-1、意見を踏まえて修正した素案を資料3-2、新旧対照表を資料3-3として提示。
- ・ 資料3-1に沿って説明し、反映結果は「1：意見を踏まえて修正」「2：意見を一部反映」「3：今後の検討課題」「4：修正しない」の区分で整理している旨を説明。
- ・ 市町村国保の現状（4ページ）に関し、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行開始年度の記載について、当初の令和3年度を令和4年度に修正する。
- ・ 法定一般会計繰入金の推移（12ページ）に関し、増要因としてコロナ禍の受診抑制の反動による保険給付費増の影響を追記してほしいとの意見を踏まえ、すでに記載のある社会保険適用拡大による被保険者数減少の影響に加える形で記述を修正する。
- ・ 法定外繰入れの市町村数の不一致（12ページと15ページ）について、12ページ側に「決算補填等以外の目的を含む」と注記を追加する。
- ・ 第三者求償等に係る普通交付金の返還財源（15ページ）について、先にワーキンググループおよび運営推進会議で整理した内容を素案に追記した。併せて、一般会計から繰入れを行った場合の取扱いに関する意見を踏まえ、「翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額と同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい」との記載を追加する。
- ・ 収納率に関する記載（21ページ）について、第2期運営方針で保険税水準を段階的に進める際の判断材料として、平成27年度から平成29年度の平均を参照している趣旨であり、直近実績値への単純更新は適当でないと考える一方、趣旨が分かりにくい点を踏まえて記載を修正する。
- ・ 完全統一（令和12年度）に向けた収納率格差の定量的目標設定（22ページ）について、完全統一の時期は第3期運営方針どおり令和12年度を基本としつつ、容認できないほど収納率格差が拡大する場合は慎重に検討する考えであり、収納率格差の具体的数値目標は設定しない方針のため、意見は反映しない。
- ・ 納付金算定方法（23ページ）に関し、市町村に帰責性のない赤字発生を回避するため精算制度の導入を検討してほしいとの意見について、国のガイドラインでは都道府県と市町村の個別関係において精算は行わないことを基本とする、とされているところではあるが、今回の意見を踏まえて、今後検討していく。
- ・ 市町村標準保険税率の設定（25ページ）について、記載を詳細化し、「所得割は小数第2位、均等割は1円単位により設定」と追記する。
- ・ 保養施設利用助成事業（30ページ）について、一般会計事業へ移行して実施する旨の表現を明記しないでほしいとの意見に対し、準統一後は納付金算定に反映せず、各市町村が保険税以外の財源で実施する取扱いであり、市町村によっては一般会計事業に移行して実施することも想定されるため、意見は反映しない。

- ・ 市町村向けの公費に係る項目の取扱い(30ページ)について、「人間ドック等への助成」との表現に修正してほしいとの意見を踏まえ、意見のとおり修正する。
- ・ 財政安定化基金(本体基金)(31ページ)について、現行方針の「標準保険税率どおりに賦課し標準的な収納率を達成したにもかかわらず収納不足が生じた場合等の対応は改めて検討する」としている部分について、対応方法の明確化が必要との意見を踏まえ、先行都道府県の取扱いも参考にしつつ今後検討していく。
- ・ 第三者求償等に係る普通交付金の返還財源(32ページ)に関する意見は15ページと同様の対応である。
- ・ 完全統一への移行に関する定量的目標設定(32ページ)に関する意見は22ページと同様の対応とする。
- ・ 県データヘルス計画の策定目標の追加(46ページ)について、これまで保健事業ワーキンググループで議論されていない事項であったため、意見を受けて保健事業ワーキンググループに確認したところ、県でのデータヘルス計画策定を必要と考えるワーキンググループメンバーはいなかったことから、今回の中間見直しでは反映しない。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施している市町村に関する年度表記(50ページ)について、更新漏れがあったため令和6年度に修正する。
- ・ 今回の中間見直しは、各会議体で議論され合意を得ている内容、および現行方針策定時から変更されている内容を反映することを基本としている。
- ・ 意見の中には新たな議論が必要なものもあるが、今後の運用に関する貴重な意見として参考とする。
- ・ 今後の進め方として、今回意見を踏まえた素案および新旧対照表を全市町村に照会し、その後、原案確定後に6月開催予定の令和8年度第1回運営協議会で諮問し審議いただく予定である旨を説明し、意見照会への協力を依頼。

#### (4) 今後のスケジュールについて

##### <埼玉県>

- ・ 資料4-1に基づき、今後のスケジュール(令和8年度の国保事業費納付金の納付スケジュール等)について説明。
- ・ 令和8年度から子ども・子育て支援納付金が追加となるが、納付期限は他の区分と同一に設定している旨を説明。
- ・ 支払遅延がないよう対応を依頼。
- ・ 令和9年度納付金算定のスケジュールは準統一に対応したものを現在準備中であり、令和8年度春の本会議を目途に提示したい。
- ・ 資料4-2に基づき、普通交付金の令和8年度スケジュールは今年度から大きな変更はない旨を説明。
- ・ 資料外の事項として、過年度分の普通交付金の実績再確定に伴う返還がある旨を説明。
- ・ 返還の支払期限は4月10日(金)であり、支払遅延の場合は延滞金が発生するため、漏れのない対応および確実な引継ぎを依頼。

#### 【全体/質疑応答】

(質問)

<市町村>

- ・ 秋の仮算定で、標準保険税率の決定ということによろしいか。

(回答)

<埼玉県>

- ・ (来年度(令和8年度)の秋の試算のことを指しており、令和9年度における納付金及び標準保険税率の決定のことであれば)  
お見込みの通り。

(質問)

<市町村>

- ・ 具体的な時期について教えてもらいたい。

(回答)

<埼玉県>

- ・ できるだけ早期に対応するが、例年10月下旬から11月上旬に、国から示される確定係数通知がないことには、県としても算定ができないため、例年と同様のスケジュールとなる予定。